

高度化事業災害復旧貸付（令和元年台風第15号及び第19号）に係る特例要件等

| | |
|--------|--|
| 貸付対象者 | 過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者であり、次のいずれかを満たす者 ①当該台風による暴風雨及び豪雨に係る災証明等を受けている者 ②当該台風による暴風雨及び豪雨により事業活動の制限を受ける者 |
| 貸付対象施設 | 災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるもの |
| 制度要件 | 原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件を満たすことにあわせ次のいずれかの要件を満たすこと ①既往の高度化資金貸付を受けて取得し、造成し、又は整備した施設が災して、当該施設の復旧を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること ②災した施設の復旧にあたって、新たに準則第1条に規定する事業を行う場合にあつては、事業に参加する者の相当数がり災地域内に事業を有していると認められること |
| 貸付割合 | 貸付対象施設の整備に必要な資金の1%又は10万円のいずれか低い額を当該整備資金から控除した額 |
| 貸付利率 | 無利子 |
| 返済期間 | 据置期間を含む20年以内（据置期間5年以内） |
| 適用期間 | 施設が災したと認められる日から起算して、原則として5年以内に事業計画書の提出が行われたものに限る |

※ その他の貸付条件は、通常の高高度化事業と同様ですが、連帯保証人の人数が緩和されるケースもあります。

高度化事業の相談窓口

神奈川県産業労働局中小企業部

金融課 資金貸付グループ

電 話 (045)210-5681 (直)